

公共事業の事業評価書

(農業農村整備事業補助事業の完了後の評価)

令和 5 年 3 月

農林水産省

1 政策評価の対象とした政策

農林水産省政策評価基本計画（令和２年３月３１日農林水産大臣決定）に基づき、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農業農村整備事業のうち、事業完了後おおむね５年を経過した総事業費１０億円以上の地区について、事業実施主体からの協力が得られた範囲内で完了後の評価を実施した。

なお、完了後の評価を実施した事業名及び評価実施地区数は以下のとおりである。

また、具体の地区名は、「令和４年度補助事業事後評価地区一覧表」（別添１）のとおりである。

事業名	評価実施地区数
農業競争力強化基盤整備事業	９
合 計	９

2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した時期

（１）政策評価を担当した部局

地方農政局等（北海道にあっては農林水産省畜産局及び農村振興局。以下同じ。）において評価を実施した。

（事業ごとの評価担当及び各地方農政局等における担当窓口は、別添５）

（２）政策評価実施時期

令和４年４月から令和５年３月まで

3 政策評価の観点

政策評価に当たっては、必要性、効率性及び有効性の観点から、事業の実施により、目的に沿った事業効果の発現が認められたか、事業計画に対する達成状況はどうか等を点検し、総合的に評価を実施した。

4 政策効果の把握の手法及びその結果	
政策効果については、事業主体から提供された資料等に基づき、地方農政局等が各事業地区について、①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、②事業効果の発現状況、③事業により整備された施設の管理状況、④事業実施による環境の変化、⑤社会経済情勢の変化、⑥今後の課題等について点検し、その結果を基に農林水産省畜産局及び農村振興局において、事業ごとの農業農村整備事業事後評価結果（別添２）を取りまとめた。 各事業地区の評価結果については、「農業農村整備事業等事後評価地区別結果書」（以下「地区別結果書」という。別添３）のとおりである。	
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	
各事業地区の評価に際しては、地方農政局等ごとに学識経験者で構成する事業評価技術検討会（以下「技術検討会」という。）を設置し、可能な範囲で現地調査を行った上で審議を行い、技術的・専門的見地からの意見を聴取し、その意見を踏まえて評価の客観性及び透明性の確保を図った。（各地方農政局等の「技術検討会委員名簿」は別添４） 各事業地区の技術検討会の意見は、「地区別結果書」（別添３）の第三者の意見欄のとおりである。	
6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	
本評価を行う過程において使用した資料は、各事業実施主体より収集した個別地区の基礎資料、技術検討会説明資料であり、資料に基づき整理した内容を「地区別結果書」（別添３）、「費用対効果分析に関する説明資料」（参考資料）に集約している。 「地区別結果書」等を含め、技術検討会で使用した資料は農林水産省及び地方農政局等のホームページにおいて公表している。 また、技術検討会の議事概要及び議事録については、農林水産省及び地方農政局等のホームページにおいて公表している。（ホームページアドレスは別添５のとおり）	
7 政策評価の結果	
各事業地区（１業種９地区）について、事業目的に応じた効果の発現が認められた。 各事業地区の主な効果の発現状況等を取りまとめた事業ごとの評価結果と今後の改善方針については、農業農村整備事業事後評価結果（別添２）のとおりである。	